

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、起訴前の和解をすることについて、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年9月7日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第4号

専 決 処 分 書

起訴前の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年7月23日

亀岡市長 栗山正隆

起訴前の和解について

市営住宅の未払家賃等の支払い請求に関し、下記のとおり亀岡簡易裁判所にて和解をする。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日 専決

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

1 事件名及び和解の相手方

事 件 名	和 解 の 相 手 方
亀岡簡易裁判所 平成 2 7 年（イ）第 3 号 起訴前の和解	京都府亀岡市在住 3 6 歳女性

2 和解の内容

市営住宅の未払家賃等の支払い請求に係る和解

- (1) 支払債務の確認
- (2) 支払債務の分割払
- (3) 支払期限の利益喪失及び一括払

3 和解の日

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

起訴前の和解について

1 事件名及び和解の相手方

事 件 名	和 解 の 相 手 方
亀岡簡易裁判所 平成27年（イ）第3号 起訴前の和解	京都府亀岡市在住 36歳女性

2 和解の内容

市営住宅の未払家賃等の支払い請求に係る和解

- (1) 支払債務の確認
- (2) 支払債務の分割払
- (3) 支払期限の利益喪失及び一括払

3 和解の日

平成27年7月23日